



福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

～ キラリと光るアジアのリーダー都市をめざして ～

平成 27 年 10 月

福岡市

目 次

1 総論

<u>(1) 地方創生をめぐる動き</u>	1
<u>(2) 策定の趣旨と基本的な考え方</u>	2
<u>(3) 計画期間と進行管理</u>	
<u>(4) 基本的な視点と目標</u>	3
<u>(5) 基本姿勢（福岡都市圏・九州・日本・アジアにおける役割）</u>	4

2 各論

<u>基本目標Ⅰ しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる</u>	6
<u>基本目標Ⅱ 働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる</u>	22
<u>基本目標Ⅲ 超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる</u>	31
資料 まち・ひと・しごと創生総合戦略と福岡市総合計画の施策対応表	41
参考資料 パブリック・コメント手続の実施概要	44

1 総論

(1) 地方創生をめぐる動き

日本の総人口は、平成 20(2008)年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じました。この人口減少は加速していき、今後 100 年のうちに総人口は 5,000 万人を下回るとの試算がなされています。こうした人口減少は、地域差はあるものの、地域経済社会の衰退を引き起こしながら中山間地から都心部へと広がっていき、地方は全国的に現状維持すら困難な時代へと突入していくことになります。

こうした急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、日本全体、特に地方の人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある社会を維持することをめざし、平成 26(2014)年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、国は同年 12 月に「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

<国のまち・ひと・しごと創生総合戦略等の概要>

1 基本的な考え方

(1) 人口減少と地域経済縮小の克服

- ・本格的な人口減少時代の到来、地方と東京圏の経済格差による人口の東京一極集中
- ・地方が人口減少と地域経済の縮小の負のスパイラルに陥る可能性

<基本的視点>

- ① 東京一極集中を是正する
- ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する。
- ③ 地域の特性に即して地域課題を解決する。

(2) まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

- ・経済・産業全体の付加価値・生産性の向上、地域産業の活性化等による「しごとの創生」
- ・地方就労の促進、結婚から子育てまで切れ目のない支援等による「ひとの創生」
- ・都市のコンパクト化、高齢化・単身化の問題への対応等による「まちの創生」

2 政策の企画・実行に当たっての基本方針

(1) 政策 5 原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）

(2) 国・地方ともに 5 か年の戦略を策定し、進捗について検証・改善する仕組みづくりを行う。

3 今後の施策の方向

基本目標① 地方における安定した雇用を創出する

基本目標② 地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（２）策定の趣旨と基本的な考え方

福岡市は、日本全体の人口が減少する中、今なお人口が増え続けており、元気なまち・活気のあるまちと評価されています。

しかしながら、今後は福岡市においても急速に高齢化が進むとともに、加速していく全国、九州の人口減少が、福岡市の活力にも影響を及ぼすことになると思われます。

このため、福岡市においても、国の総合戦略等と「福岡市人口ビジョン」を踏まえ、「福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「福岡市総合戦略」）を策定し、地方創生に取り組むものとします。

福岡市は、単に人口や経済規模の大きな大都市ではなく、まちの個性や魅力がキラリと光る「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」をめざし、「福岡市総合計画」（以下「総合計画」）や、福岡市総合戦略等に位置付けられる、福岡市を次のステージへと飛躍させる施策を「FUKUOKA NEXT」として一体的に推進し、九州・日本の成長を、そして地方創生を力強く牽引していきます。

《策定の基本的考え方》

福岡市では平成 24(2012)年に、長期的な将来人口推計に基づき、日本全体が成熟社会に移行していく中にあっても発展を続け、九州、日本の成長を牽引していけるよう総合計画を策定しています。

総合計画は、「生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す」ことを基本戦略とし、目標と施策を定め、成果指標を設定するなど、すでに地方創生の基本的な方向性を先取りするものとなっています。

また、総合計画策定後の大きな変化として、国家戦略特区¹を獲得したことを踏まえ、『グローバル創業都市・福岡』ビジョン（以下「創業ビジョン」）を策定しました。

福岡市総合戦略は、総合計画及び創業ビジョンを基本とし、地方創生の観点から施策等を整理、検討、再構築して策定するものです。

（３）計画期間と進行管理

計画期間は、平成 27(2015)年度から平成 31(2019)年度までの５年間とします。

進行管理については、基本目標及び施策に数値目標を設定し、これを用いて達成度や事業進捗状況を毎年評価、検証します。

評価、検証は総合計画とあわせて行い、その結果は、産学官等の有識者で構成する福岡市総合計画審議会に報告し、公表するものとします。

その上で、基本目標の実現に向けた施策の見直しや改善を行うほか、国の動き等も踏まえながら、必要に応じて改訂を行います。

¹ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市は H26 年 5 月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

（４）基本的な視点と目標

「福岡市人口ビジョン」において示された「ひとの社会増」、「ひとの自然増」、「まちの持続可能性」についての基本的視点を基本目標とし、取組みを進めていきます。

～ 「福岡市人口ビジョン」に示された基本的視点 ～

① 「ひとの社会増」に向けた基本的視点

今後、九州全体の人口減少が加速していくことから、これまで福岡市の活力を支えてきた九州内からの若年層の転入もいずれ減少していく可能性があります。

こうした中、転出超過²が再び拡大しつつある東京圏への転出を抑制し、逆に福岡市への転入を増やすことが、福岡市や福岡都市圏、九州の活力を維持・向上させるために必要であり、そのためには、魅力的なしごとを増やし、新たな人の流れをつくることが重要となります。

⇒ **基本目標Ⅰ 「しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる」**

② 「ひとの自然増」に向けた基本的視点

少子化の背景には経済的な負担、子育てへの不安・負担感が大きいことなどがあることから、国の施策を中心としつつ、若い世代の子どもをもちたいという希望が実現されるよう、仕事と生活の調和を推進するとともに、安心して生み育てられる環境づくりを着実にやっていくことが重要となります。

⇒ **基本目標Ⅱ 「働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる」**

③ 「まちの持続可能性」に関する基本的視点

福岡市でも、超高齢社会³の到来を控える中、持続可能なまちであり続けるためには、自助・共助の視点から、生涯健康で元気な高齢者の増加や、地域で生活できる支え合いの体制づくり、市街化調整区域⁴など人口減少や高齢化が先行して進む地域の活性化が重要になります。

⇒ **基本目標Ⅲ 「超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる」**

² 転出超過：転出数が転入数を上回っている状態。

³ 超高齢社会：総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)が 21%を超える社会のこと。世界保健機関（WHO）によると、高齢化率 7～14%を高齡化社会、14～21%を高齡社会という。

⁴ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

（５）基本姿勢（福岡都市圏・九州・日本・アジアにおける役割）

「福岡市人口ビジョン」に示されるように、福岡市の都市活力は、九州各地からの広域的なひとの流れに支えられています。日本、九州の人口が減少し、東京一極集中が加速していく中、福岡市は、「人と環境と都市活力の調和がとれたアジアのリーダー都市」の実現に向け、次のような広域的な役割を担っていきます。

①福岡都市圏における役割

福岡市は、通勤や通学、買い物のために周辺市町村からの昼間人口が流入するなど、福岡都市圏と生活圏・経済圏が一体となっており、交通・水・環境など共通する課題に一緒に取り組んできました。

都市圏の各市町との連携を一層深め、九州、日本全体の発展を牽引する、国際競争力をもった都市圏の実現をめざしていきます。

②九州における役割

九州全体の人口が既に減少する中で、九州のゲートウェイであり、文化、教育、経済など様々な分野において、九州の中核機能を有する福岡市は、世界中から人と企業を呼び込み、その活力を高め、東京圏への人口流出の抑制に一定の役割を果たすとともに、圏域の一体的な発展に貢献し、牽引する役割を担っていきます。

③日本における役割

福岡市は、日本海側最大の都市であり、アジアに近い位置にあることから、我が国におけるアジアを向いた都市として、学術、文化、経済などさまざまな面で日本とアジアをつなぐ役割を担っていきます。

また、国家戦略特区^５を活かし、産業の国際競争力の強化や国際的な経済活動の拠点の形成を図り、日本経済を牽引していく役割を担うとともに、豊かな自然と、充実した都市機能がコンパクトに整った、東京とは異なる独自の魅力のある都市として、地方創生の先導的な役割を担っていきます。

④アジアにおける役割

福岡市は、経済発展と質の高い生活のバランスがとれた持続可能な都市として、今後発展していくアジアの諸都市のモデルとなるとともに、人材や交流の蓄積を生かし、アジアと共に、文化的にも経済的にも継続的に発展する拠点としての役割を担っていきます。

^５ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市はH26年５月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

＜本編の記載の留意点＞

1. 総合計画における施策との対応について

- ・施策名称の下部に総合計画における施策の番号及び名称を（ ）で示しています。

2. 重要業績評価指標などの数値目標について

- ・「福岡市総合戦略」の数値目標については、平成 34(2022)年を目標年次とした「総合計画」における成果指標の平成 31(2019)年度時点の中間値を設定することを基本としています。
- ・指標の現状値（平成 26(2014)年度時点）が、「総合計画」の目標値を既に上回っているものについては、「増加」としています。
- ・指標がアンケート調査によるものについては、誤差を考慮して 5 %単位での設定とし、現状値と目標値が 5 %以内であれば、「増加」としています。

3. 国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用した事業について

「主な事業」欄の★印は、以下のとおりです。

- ★ 1・・・「地域消費喚起・生活支援型」
- ★ 2・・・「地方創生先行型（基礎交付分）」
- ★ 3・・・「地方創生先行型（上乗せ交付分）」

2 各論

基本目標Ⅰ

しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる

<数値目標>

・ 就業機会の多さに対する満足度：38.1%（2014年度）→45%

・ 入込観光客数：1,782万人（2013年）→1,900万人

<基本的方向>

- 東京圏への転出を抑制し、福岡市への転入を促進するため、安定した雇用を生み出せる地域産業の競争力強化などに取り組みます。
- 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進により、新たな価値を創造する先鋭的な人材や企業が集まるスタートアップ⁶都市となり、チャレンジを支援していきます。
- 福岡の地域経済を支える地場中小企業や農林水産業については、人材マッチングや新たな担い手づくり、産学連携によるイノベーション⁷の促進などにより、競争力や経営基盤の強化を図るとともに、海外展開など国際ビジネス交流を支援します。
- 高度な都市機能が集積する都心部や、アイランドシティなどの活力創造拠点等において、本社機能の誘致や成長分野の企業集積を、国内のみならず対日投資の観点からも促進します。あわせて、外国人を含む誰もが住みやすく活動しやすいまちづくりを進めます。
- 福岡市は従業者ベースで第三次産業が9割を占めていますが、第三次産業を中心とした観光産業は、産業の裾野が広く、その消費は様々な分野に波及することから、福岡を訪れる人を増やすことが、経済の活性化につながります。福岡の認知度を高め、一度来た人に再び訪れてもらえるよう、効果的なプロモーションや、歴史・観光資源や食などの福岡の魅力の磨き上げ、MICE⁸拠点の形成やMICE誘致・支援体制の強化、おもてなし環境の整備を進めます。
- 若者や多様な知識や経験を有する人材の東京圏からの還流を進め、活力を生む人の流れをつくります。あわせて、グローバルに活躍する人材の育成を図ります。
- 福岡のみならず都市圏及び九州の経済を牽引する福岡都心部の機能強化や、アイランドシティ、九州大学学術研究都市⁹など新たな活力を生み出す都市拠点の形成、国際交流のゲートウェイにふさわしい港湾・空港機能の充実強化を図ります。

※「創業」について：新たに事業を始める創業と、既存の企業による業態転換や新事業・新分野への進出などの第二創業をあわせて「創業」という。

⁶ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

⁷ イノベーション：技術や制度の変革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること。

⁸ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

⁹ 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

<施策と重要業績評価指標>

(ア) 福岡市グローバル創業・雇用創出特区の推進と新たな価値の創造

(施策 7-1 新たな挑戦を応援するスタートアップ都市づくり、施策 7-2 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興、施策 7-3 個人の才能が成長を生む創造産業の振興)

創業や社会実験、ソーシャルビジネス¹⁰、新たなプロジェクトなど、さまざまな分野でスタートアップ¹¹にチャレンジする人材や企業を国内外から福岡に呼び込み、それぞれのニーズや創業者の創業検討期から成長期まで成長段階に対応したきめ細かなサポートにより、福岡で活躍できる環境を整えます。 また、ゲームをはじめとするデジタルコンテンツ¹²や、映像、ファッション、音楽、デザインなどクリエイティブ関連産業¹³を産学官民一体となって振興するとともに、クリエイティブ関連産業の基盤ともなる創造的な文化芸術活動を行う人々が活動しやすい環境づくりを進めます。		
重要業績評価指標	現状値	目標値
新設事業所数	427 事業所/年 (2012 年)	830 事業所/年 (2019 年)
クリエイティブ関連産業 事業所数	2,212 事業所 (2012 年)	2,800 事業所 (2019 年)

<主な事業>

①チャレンジ人材の集積・活躍支援と創業しやすい都市づくり

・スタートアップカフェ

スタートアップの裾野を拓げるために開設した、誰でも入りやすい創業拠点。創業手続きやビジネスプランなどに関する情報提供や相談対応（外国語でも対応）、人材の個別マッチングなどの実施

・民間創業拠点支援事業^{★2}

創業者に個別支援を行うインキュベーション¹⁴マネージャー等を設置する民間インキュベーション施設運営の支援

・アントレプレナーシップ教育

チャレンジマインド育成のため、小中学校で起業家講話などの開催

¹⁰ ソーシャルビジネス：ビジネスの手法を用いて社会的な課題の解決をめざす活動。

¹¹ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

¹² デジタルコンテンツ：音楽の CD・MD、映像の DVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

¹³ クリエイティブ関連産業：建築、コンピューターソフト・サービス、映像・音楽、広告、デザイン業などからなる産業群（経済産業省の定義に基づく）。

¹⁴ インキュベーション：起業家などによる新しいビジネスを育成し、支援すること。

・フクオカ・グローバルベンチャー・アワーズ

国内外のベンチャー企業のビジネスプランコンテストなどによるベンチャー企業のグローバル化促進

②クリエイティブ関連産業¹⁵の振興

(ゲーム、映像、ファッション、音楽、デザイン等)

・クリエイティブ福岡推進協議会（クリエイティブ・ラボ・フクオカ）による交流の場の創出

産学官で構成する「クリエイティブ・ラボ・フクオカ」を推進母体とした、セミナー・交流会等のイベントを通じたビジネスマッチングや交流の場の創出

・福岡アジアコレクション（FACo）などファッション関連産業の振興

福岡アジアファッション拠点推進会議において、ビジネス機会の拡大、流通業の振興、人材育成事業等の実施（FACo、ファッションウィーク福岡、合同展示商談会など）

・アジアンパーティの開催

「アジアと創る」をコンセプトに、「アジア」、「クリエイティブ」、「今」をテーマとした各種事業の一体的開催（福岡アジア文化賞、アジアフォーカス・福岡国際映画祭、福岡アジアンパーティ等）

¹⁵ クリエイティブ関連産業：建築、コンピューターソフト・サービス、映像・音楽、広告、デザイン業などからなる産業群（経済産業省の定義に基づく）。

(イ) 地域経済を支えている産業の競争力強化

(施策 6-1 産学官連携による、知識創造型産業の振興、施策 6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化、施策 6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興、施策 8-3 国際的なビジネス交流の促進、施策 8-6 アジアの諸都市などへの国際貢献・国際協力の推進)

地場中小企業の競争力・経営基盤の強化を図るため、融資や経営相談、東京・大阪など大都市圏への販路開拓支援、アジアをはじめとする海外への展開支援、外国企業とのビジネス連携を支援するとともに、にぎわいと魅力ある商店街づくり、伝統産業への支援などを進めます。

農林水産業について、新たな担い手づくりや地産地消、特産品開発の推進など経営の安定・向上のための支援を行い、あわせて、福岡・九州の食のブランド化を図り、食品製造や流通など関連産業の振興に取り組みます。

大学や研究機関の集積による豊富な人材・技術シーズを活かし、研究開発機能を強化するとともに、産学連携を推進し、ITやナノテクノロジー¹⁶、ロボットなど、新しい時代をリードし、福岡市の将来を支える知識創造型産業¹⁷の振興・集積を図ります。

また、アジアとのネットワークを活かし、国際ビジネス交流の促進を図ります。

重要業績評価指標	現状値	目標値
全国の中小企業従業者数に占める福岡市の割合	1.44% (2012 年)	1.48% (2019 年)
博多港・福岡空港における貿易額	4 兆 491 億円 (2014 年)	増加 (2019 年)

<主な事業>

①地場中小企業等の競争力強化

・プレミアム付商品券事業 ^{★1}

地元消費の拡大、地域経済の活性化を目的とし、発行した各商店街等や市内参加登録店舗で使用可能な商品券のプレミアム分等への助成

・商店街活性化パートナー発掘事業

商店街活動の担い手の多様化を図るため、商店街活性化のアイデア掘り起こしや、商店街と連携した活性化に取り組むパートナー発掘の支援

・中小企業グローバル人材育成事業 ^{★2}

市内の中小企業において、海外ビジネス機会の創出や、海外販路拡大を図るため、経営者や従業員を対象としたグローバル人材育成講座の開催

¹⁶ ナノテクノロジー：ナノメートル（nm、nは10億分の1）単位の物質構造中で、新たな機能を創出する技術の総称。情報技術や環境、バイオ、材料など、広い範囲で技術革新をもたらすものと期待される。

¹⁷ 知識創造型産業：ソフトウェアの開発、半導体製品の設計など電子機器を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う企業からなる産業群。

・中小企業・スタートアップ¹⁸企業マッチング事業

既存中小企業とスタートアップ企業とのマッチングイベント（フクオカ・スタートアップ・セレクション）の開催

・マッチング商談事業

首都圏等の大手・中堅企業のバイヤーを市内に招いた地場中小企業との商談会の開催

・商工金融資金、金融対策

中小企業の資金調達を支援し、経営の安定化を図るため、信用保証協会の信用保証制度を活用した、長期・低利・固定の事業資金の融資

②農林水産業経営の充実・強化と新たな担い手づくり

・“福岡の食”国際ブランド化事業^{★2}

海外有名シェフや海外メディアの招へい、食品メーカーや農水産物の生産現場訪問、商談・交流レセプションの開催、メディアを通じた海外への発信の促進

・多様な担い手の確保

農林水産業における新規就業者の支援、農業における認定農業者等の支援、青年農業者や女性農業者の活動支援、新規就農相談対応等

・市内産農林水産物のブランド化及び6次産業化¹⁹の推進

市内産農林水産物のブランド化の推進や、マーケティング拠点施設等を活用した国内外への販路拡大の推進、6次産業化による新事業創出のための支援等

③産官学連携による知識創造型産業²⁰の振興

・新製品開発促進サポート事業^{★2}

福岡市発の新製品・新サービス創出を促進するため、IoT²¹関連の試作品開発からクラウドファンディング²²等を活用した製品化まで一体的支援

・大学等との連携による地方発イノベーション²³促進事業^{★2}

福岡市産学連携交流センターを活用し、工学・農学・医学等分野を問わず共用利用可能な分析機器等を設置したイノベーションプラットフォーム²⁴の構築等

¹⁸ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

¹⁹ 6次産業化：農林漁業者が、農林水産物の生産（1次産業）、加工（2次産業）、販売（3次産業）を一体的に行う取り組み。

²⁰ 知識創造型産業：ソフトウェアの開発、半導体製品の設計など電子機器を用いて情報、知識等の知的資源を活用した製品開発を行う企業からなる産業群。

²¹ IoT：ソフトウェアとハードウェアがインターネットと結び付き、新たな製品・サービスを創出すること。「Internet of Things」の略。

²² クラウドファンディング：インターネットを通じて資金を調達すること。

²³ イノベーション：技術や制度の変革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること。

²⁴ イノベーションプラットフォーム：実用化・市場づくりをめざしたイノベーションを創出する包括的な取組みのこと。

・水素リーダー都市プロジェクト

下水バイオガス²⁵による世界初の水素ステーション²⁶を核とした先進的なプロジェクトへのチャレンジや燃料電池自動車（ＦＣＶ）導入推進等による産業化の推進

④国際ビジネスの振興

・アジアビジネス²⁷促進・支援事業

地場企業の海外販路拡大や外国企業との連携支援、民間企業主体の協議会による展示会出展などによる、「福岡・九州の食」等の海外でのブランド化の推進

・国際貢献・協力を通じた海外ビジネスの展開

海外からの視察・研修受入や市職員の海外派遣の実施、国際貢献を通じた海外ビジネス展開

²⁵ 下水バイオガス：下水処理の過程で発生するメタンガスなど可燃性ガスの総称。

²⁶ 水素ステーション：燃料電池自動車（ＦＣＶ）に、燃料となる水素を供給するための施設。

²⁷ アジアビジネス：外国の法令に基づいて設立された法人等がアジア地域を対象として行う事業や、国内企業がアジア地域を対象として行う事業。

(ウ) 新たな雇用につながる企業等の誘致

(施策 6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進、施策 8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり)

高度な都市機能が集積する都心部や、アイランドシティなどの活力創造拠点等において、立地交付金制度²⁸等を活用しながら、本社機能の誘致や情報関連産業²⁹、デジタルコンテンツ³⁰、健康・医療・福祉関連産業などの成長分野の企業集積を、国内のみならず対日投資の観点からも促進します。 あわせて、外国人の教育・医療環境の整備など、外国人が家族でも住みやすく活動しやすいまちづくりを進めます。		
重要業績評価指標	現状値	目標値
成長分野・本社機能の進出企業数	52 社/年 うち外国企業等 12 社/年 (2014 年度)	55 社/年 うち外国企業等 17 社/年 (2019 年度)
進出した企業による雇用者数	1,290 人/年 (2014 年度)	3,000 人/年 (2019 年度)
在住外国人の住みやすさ評価 (福岡市は住みやすいと感じる在住外国人の割合)	58.7% (2011 年度)	増加 (2019 年度)

<主な事業>

① 企業や本社機能の立地促進

- ・ ジェット口等と連携した台湾企業誘致促進事業^{★2}
投資誘致セミナーや企業招へいの実施による台湾企業の誘致
- ・ 外資系企業の国内二次投資誘致等事業^{★2}
大都市圏所在の外国・外資系企業への訪問、福岡市への進出の提案
- ・ 外国企業等誘致推進事業
アジア地域を中心に経済交流・企業発掘・進出サポート等の展開、クリエイティブ関連産業を中心とした北米地域との経済交流推進、海外における投資誘致セミナーの開催
- ・ 企業立地促進制度の実施
企業立地に係る初期投資を軽減する立地交付金による支援措置や、グリーンアジア国際戦略総合特区制度にかかる施設及び機械設備の取得に対する固定資産税等の課税免除

²⁸ 立地交付金制度：福岡市内に立地される企業への支援制度で、特定の要件を満たす場合に立地の初期投資にかかる資金の補助が受けられる。

²⁹ 情報関連産業：ソフトウェアなど情報サービス業、半導体関連産業、電気通信業などからなる産業群。

³⁰ デジタルコンテンツ：音楽の CD・MD、映像の DVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

②外国人にも住みやすく活動しやすいまちづくり

・医療の国際化に関する事業

外国人からの医療に関する問合せ対応や、医療機関への通訳派遣などによる外国人向け医療環境の整備等

・在住外国人の生活環境整備事業

生活ルールやマナーの紹介、市民とのコミュニケーションを円滑にするための日本語教室の実施、区役所窓口への語学ボランティアの派遣等

・子ども日本語サポートプロジェクト

日本語指導教室の運営、教材・教具の整備、日本語指導担当教員の研修など、小・中・特別支援学校に在籍する日本語指導が必要な児童生徒への支援充実

・飲食店等での多言語表記の推進

外国人が飲食店等で安心してコミュニケーションを取ることのできる、ユニバーサルデザインの理念³¹に基づいた多言語表記の推進

③政府関係機関の誘致

・政府関係機関誘致の推進

国の「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集」に対する、福岡県を通した誘致提案（国立研究開発法人 理化学研究所、国立研究開発法人 情報通信研究機構）

³¹ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

(工) 観光・MICE³²振興による交流促進

(施策 1-4 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり、施策 5-1 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ、施策 5-2 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり、施策 5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり、施策 5-4 交流がビジネスを生む MICE 拠点の形成、施策 5-5 国際スポーツ大会の誘致やプロスポーツの振興、施策 5-6 国内外への戦略的なプロモーションの推進)

歴史資源、祭り、コンサートや観劇、美しい街並み、商業施設、食文化や自然環境など、福岡市が有する貴重な観光資源を磨き上げ、官民一体となった集客戦略を推進します。

福岡都市圏や九州各都市とも連携し、それぞれがもつ特色ある観光資源を合わせ、エリアとしての魅力向上を図るとともに、メディアやインターネットなどを活用した効果的なプロモーションによる国内外からの誘客に取り組みます。

また、おもてなしの心を醸成する市民参加事業や、観光ボランティアの充実、交通便利性向上など、快適にまちめぐりができ、外国人を含め多くの人が何度でも行ってみたいと感じる環境づくりを進めます。

福岡都市圏内の大学、会議場、ホテルなどと連携しながら、会議、展示、飲食、宿泊などの MICE を支える多様な要素が一体として機能するよう、MICE 拠点機能を高めます。あわせて、福岡版の DMO³³である「Meeting Place Fukuoka³⁴」でのワンストップ体制による MICE の開催支援や地元企業とのマッチング支援など、MICE 誘致と交流によるビジネスの創造を進めます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
福岡市への外国人来訪者数	120 万人 (2014 年)	200 万人 (2019 年)
外航クルーズ客船の寄港回数	99 回 (2014 年)	250 回 (2019 年)
国際コンベンション ³⁵ 開催件数	253 件 (2013 年)	310 件 (2019 年)
国内コンベンション誘致件数	146 件 (2013 年度)	154 件 (2019 年度)

³² MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行) (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。

³³ DMO：観光に関する戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーション等を一体的に実施する組織。「Destination Management/Marketing Organization」の略。

³⁴ Meeting Place Fukuoka：公益財団法人福岡観光コンベンションビューローの MICE 部門の名称で、MICE の誘致から受入支援までをワンストップ体制で行う。

³⁵ コンベンション：人を中心とした物、知識、情報等の交流の場。会議、学会など。

<主な事業>

①観光資源の磨き上げとおもてなし環境づくり

・国内外観光プロモーション事業

国内3大都市圏や、直行便が就航しているアジアなどの有望市場に対する、食やショッピングなどの福岡の魅力についてのプロモーション

・鴻臚館・福岡城の整備

市民の憩いと集客の拠点づくりを進めるため、国史跡である鴻臚館・福岡城について、建造物の復元や公開などの実施

・日本で唯一の歴史資源活性化事業

地域や事業者、大学との共働による、福岡城・鴻臚館、元寇防塁などの歴史資源、志賀島などの自然・景観、福岡の食を活かした回遊促進や情報発信

・まち歩き観光ガイド・史跡めぐりの充実強化

観光案内ボランティアによるまち歩きを通じた、観光施設や史跡の案内

・国際スポーツ大会の招致

市民が一流のスポーツに触れる機会の創出や、「観光・集客」資源としての活用のため、国際スポーツ大会等の開催地、合宿地としての招致・支援

・快適で高質な都心回遊空間の創出事業

歩行空間の高質化や機能強化、水辺・歴史等の既存資源を活かした都心回遊空間の充実・強化

②交流がビジネスを生むMICE³⁶拠点の形成

・新しいMICEワンストップ体制の運営

「Meeting Place Fukuoka³⁷」による戦略的な国際会議等の誘致やビジネスコーディネートの実施等

・MICEによる福岡版クールジャパン³⁸の推進★3

位置情報ビッグデータ³⁹活用によるMICE開催支援ツールの開発・研究と、ファッションウィーク福岡へのB to B⁴⁰視点を取り入れたビジネスマッチングの強化等

・国内を代表するコンベンション⁴¹拠点の形成

コンベンションゾーンにおける第2期展示場等の整備やホテル・賑わい施設等の誘致

³⁶ MICE：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

³⁷ Meeting Place Fukuoka：公益財団法人福岡観光コンベンションビューローのMICE部門の名称で、MICEの誘致から受入支援までをワンストップ体制で行う。

³⁸ クールジャパン：日本独自の文化・商品・サービスなどが、ジャパンプランドとして海外で高く評価されている現象、またはその文化・商品・サービスそのもののこと。

³⁹ ビッグデータ：IoTやセンサー技術、情報処理技術の発達などにより、大量に生み出されるデータのこと。

⁴⁰ B to B：企業間取引（企業が企業を相手に行うビジネスなど）のこと。「Business to Business」の略。

⁴¹ コンベンション：人を中心とした物、知識、情報等の交流の場。会議、学会など。

・国家戦略特区⁴²M I C E⁴³推進事業（ストリートパーティー）

エリアマネジメント⁴⁴団体等との連携による、国家戦略特区を活用した道路でのイベント（ストリートパーティー）等の実施

⁴² 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市はH26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

⁴³ M I C E：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

⁴⁴ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

(オ) 活力につながる人材の還流・定着等

(施策 1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成、施策 6-5 就労支援の充実、施策 7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり、施策 7-6 大学や専門学校などの高等教育機関の機能強化、施策 8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり)

福岡市の魅力の発信や、大学や専門学校などの各教育機関の個性・魅力を向上する取り組み、インターンシップ⁴⁵による地元企業と学生とのマッチングなど、優秀な学生の福岡への定着と、首都圏等から福岡への専門・創業人材を呼び込むU/Iターン⁴⁶を促進します。

留学生の学習環境整備等の支援や、地元企業へのインターンシップなど、世界で活躍し、出身国との橋渡し役となる留学生との交流と定着を進めます。

目標に向かって果敢にチャレンジし、福岡を支えリードするグローバル人材を育成するため、子どもや若者に対し、国際感覚を身につける様々な体験・活動の場や交流機会を提供します。さらに、様々な分野においてグローバルに活躍する人材とつながる機能や交流の場を創出します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
若者率の全国平均との差 (福岡市の人口に占める若者率の全国平均との乖離)	+3.9 ポイント (2010 年度)	+4.5 ポイント (2019 年度)
外国語で簡単な日常会話ができる と思う生徒の割合	45.2% (2014 年度)	50% (2019 年度)
就労目的の在留資格を持つ外国人 の数	3,713 人 (2014 年)	4,000 人 (2019 年)

<主な事業>

① 若者や専門人材等の還流・定着

・ U/Iターン促進事業

首都圏等から福岡市へのIT・デジタルコンテンツ⁴⁷等のクリエイティブ人材のU/Iターンを促進する、転職や移住に関する情報発信やセミナーの開催

・ 福岡クリエイティブキャンプ事業^{★2}

首都圏等から福岡市へのIT・デジタルコンテンツ等のクリエイティブ人材のU/Iターンを促進する、市内企業とのマッチング等の転職・移住支援

・ 留学生支援・ネットワーク構築事業

留学生交流サイトの活用など留学生支援とネットワークの維持・強化や、留学生、大学、外国公館が多い特徴を活かし、産官学一体となったグローバル人材育成・定着の推進

⁴⁵ インターンシップ：学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

⁴⁶ U/Iターン：Uターンは、生まれ育った地域（故郷）を離れて就職した後に、再び故郷に戻って就職や生活すること。
Iターンは、生まれ育った地域以外に移り就職や生活すること。

⁴⁷ デジタルコンテンツ：音楽のCD・MD、映像のDVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

・長期インターンシップ⁴⁸推進事業

学生・企業の相互理解の促進や地元企業への就職意識の向上を図るため、都市圏内大学生が地元企業での就業体験等に半年以上参加する「長期インターンシップ」の支援

②グローバル人材の育成

・グローバル人材育成研修支援事業（研修費用助成等）★²

グローバル人材の質と量の向上や、グローバル展開をめざす国内外企業の集積を図るため、国内外企業が新規雇用者等を実施する海外派遣研修などの支援

・国際教育礎プラン

英語教育の充実を図るため、小中高連携推進モデル地区の設置、連携専任の英語教員の配置、ICT（情報通信技術）の活用等

・スタートアップ⁴⁹奨学金

福岡市内大学の交換留学生として、半年～1年程度英語留学に派遣される日本人大学生に対する奨学金（福岡都市圏で就職・創業した場合は返還免除）

⁴⁸ インターンシップ：学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

⁴⁹ スタートアップ：新しい行動や事業を起こすこと。

(カ) 都市の活力を牽引する拠点やゲートウェイの機能強化

(施策 4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上、施策 7-4 多様な人が集まり交流・対話する創造的な場づくり、施策 8-1 都市の活力を牽引する都心部の機能強化、施策 8-2 高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり、施策 8-4 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり)

都心部において、建築物や公共基盤の整備・更新の機会を捉え、高質なビジネス環境や魅力づくりを官民共働で推進し国際競争力を高め、商業、文化、国際ビジネスなどの集積を促進するとともに、オープンスペースをはじめとした出会いと交流を促す魅力的な都市空間の創出に取り組みます。

特に、都心部の核となる天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント⁵⁰の3地区では、それぞれの都市機能を高めるとともに、回遊性の向上を図り、また、エリアマネジメント⁵¹団体などとの共働により、都心部の魅力の向上や課題解決に取り組みます。

アイランドシティ、九州大学学術研究都市⁵²、シーサイドももちでは、地域の特性を生かし、成長分野である健康・医療・福祉関連産業や、福岡市のリーディング産業である情報関連産業⁵³、大学の知的資源を生かした研究開発機能などについて集積を促進します。

博多港と福岡空港では、多様な航路・路線の維持・拡大、処理能力や利便性の向上、都心部や背後圏との連携など、機能強化を図ります。

重要業績評価指標	現状値	目標値
都心部の従業者数	36 万 5 千人 (2009 年)	39 万 2 千人 (2019 年)
博多港国際海上コンテナ取扱個数	91 万 TEU ⁵⁴ (2014 年)	110 万 TEU (2019 年)
外国航路船舶乗降人員	87 万人 (2014 年)	210 万人 (2019 年)
福岡空港乗降客数	1,970 万人 (2014 年 速報値)	増加 (2019 年)

⁵⁰ ウォーターフロント地区：概ね中央ふ頭・博多ふ頭のエリア。コンベンション施設が集積するとともに、韓国との定期船やアジアからのクルーズ船の寄港など、国内外から多くの人々が訪れている。

⁵¹ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

⁵² 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

⁵³ 情報関連産業：ソフトウェアなど情報サービス業、半導体関連産業、電気通信業などからなる産業群。

⁵⁴ TEU：コンテナを数えるときの単位で、20 フィートコンテナ換算個数のこと。「Twenty-foot Equivalent Unit」の略。20 フィートコンテナ 1 個が 1TEU、40 フィートコンテナ 1 個が 2TEU となる。

＜主な事業＞

①都心部の機能強化と魅力づくり

・都市再生の推進

民間開発の適正誘導や公共用地等の活用検討など、官民一体となった都心部の機能強化と魅力づくり

・エリアマネジメント⁵⁵の推進

天神地区・博多地区において、エリアマネジメント団体との共働により、都心のにぎわい創出や魅力の向上や、美化、防犯・防災活動などの課題解決

・ウォーターフロント地区⁵⁶の再整備の推進

ウォーターフロント地区（中央ふ頭・博多ふ頭）再整備計画の策定、市民や民間事業者に対する広報啓発の実施

・都心部とウォーターフロント地区との交通アクセス強化の検討

天神・渡辺通、博多駅周辺、博多ふ頭・中央ふ頭の3地区のアクセス強化のため、公共交通の定時性・速達性・輸送効率向上に向けた調査・検討

・天神ビッグバンの推進

天神地区における「航空法高さ制限特例」や「容積率緩和」を活用した、民間ビルの建替の誘導や新たな交通システムの導入などによる都市機能の向上

②高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり

・アイランドシティの先導的産業集積の推進

健康未来都市における高齢者向け住宅や多世代交流住宅及びそれらをサポートする健康・医療・福祉関連産業の誘致など、成長分野である新しい産業の集積拠点の形成

・九州大学学術研究都市⁵⁷推進機構との連携

地元産学官により設立された（公財）九州大学学術研究都市推進機構と連携し、企業・研究機関の誘致など学術研究都市づくりの推進

・シーサイドももち地区でのITコミュニティ活性化事業

ソフトリサーチパーク地区⁵⁸を中心に、多様化する情報関連産業⁵⁹の交流機能を強化するため、IT関連の技術講座やセミナー等の実施

⁵⁵ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

⁵⁶ ウォーターフロント地区：概ね中央ふ頭・博多ふ頭のエリア。コンベンション施設が集積するとともに、韓国との定期船やアジアからのクルーズ船の寄港など、国内外から多くの人々が訪れている。

⁵⁷ 九州大学学術研究都市：元岡・桑原地区などの九州大学伊都キャンパス周辺エリア。

⁵⁸ ソフトリサーチパーク地区：早良区百道浜（シーサイドももち）において、情報関連企業などの産業集積エリアとして整備された地区。福岡SRP（ソフトリサーチパーク）センタービルを中核に、大手電機メーカー等が立地。

⁵⁹ 情報関連産業：ソフトウェアなど情報サービス業、半導体関連産業、電気通信業などからなる産業群。

③成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり

- ・福岡空港の平行誘導路の二重化・滑走路増設の促進

国が行う福岡空港の平行誘導路の二重化及び滑走路増設の整備促進

- ・コンテナターミナルの機能強化

奥行き 350m で供用しているアイランドシティ C 2 コンテナターミナルの奥行き 500m への拡張やアイランドシティへの自動車専用道路の整備等

- ・中央ふ頭クルーズセンターの管理・運営

中央ふ頭先端部におけるクルーズセンターの管理・運営等

基本目標Ⅱ

働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる

<数値目標>

- ・ 子育て環境満足度：60.4%（2014 年度）→ 70%

<基本的方向>

- 若い世代が結婚を実現できない背景には、雇用の不安定さや所得が低い状況があると指摘されています。結婚・出産・子育ての希望をかなえることができるよう、就職支援など若者・子育て世代の経済的安定や子育てにかかる経済的負担の軽減に向けた支援を行います。また、妊娠や出産、子育てなどに関する情報の提供に取り組みます。
- 母親が安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行います。
- 質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応するため、多様な保育サービスの充実を図ります。また、地域における子育ての支援を推進します。
- 男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、子育てに配慮した多様な働き方への見直しやワーク・ライフ・バランス⁶⁰の充実など、市民や事業者などへの働きかけを行いながら、仕事と子育ての両立に向けた環境づくりを推進します。

⁶⁰ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

<施策と重要業績評価指標>

(ア) 若者・子育て世代の経済的安定・経済的負担軽減

(施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり、施策 6-5 就労支援の充実)

若者・子育て世代の経済的安定のため、若者、女性など、求職者の働き方のニーズに応じた就職支援などに取り組むとともに、子育てなどで女性が仕事を中断することなく働き続けられるよう支援します。

また、子育てにかかる経済的負担を軽減するため、児童手当の支給や医療費の助成、教育・保育にかかる費用の助成などの支援を行います。

重要業績評価指標	現状値	目標値
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	70.3% (2012 年)	72% (2019 年)

<主な事業>

①就労の支援

・就労相談窓口事業

各区に設置している就労相談窓口におけるキャリアコンサルタント⁶¹等による個別相談、就職に役立つセミナーの開催、職業紹介

・デジタルコンテンツ⁶²クリエイター育成事業

フリーターなどの非正規労働者を対象とした、WEBデザイナー等を養成する講座の開設、インターンシップ⁶³等による正社員就職の支援

②子育てにかかる経済的負担の軽減

・多子世帯応援券の配付^{★1}

児童が3人以上いる多子世帯を対象とした、子ども用品が購入できる応援券(金額1万円)の配付

・子ども医療費助成

通院は小学校就学前まで、入院は小学校6年生まで(平成28(2016)年1月から「中学3年生まで」に拡大)を対象とした、健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額の全額助成

・児童手当

中学校修了までの児童の保護者に対する、年齢や所得等に応じた月額5,000円～15,000円の手当支給

⁶¹ キャリアコンサルタント: 個人の適性や経験等に即した職業選択や能力開発を支援する相談を担う者で、国家検定等の資格を取得している者。

⁶² デジタルコンテンツ: 音楽のCD・MD、映像のDVD、さらにコンピューターゲームソフトなど、デジタルデータとして流通可能な情報。

⁶³ インターンシップ: 学生が企業等において実習・研修的な就業体験をする制度。

- ・ **保育料減免の実施**

保育施設等利用料（保育料）について、国の基準額に比べて2割程度の減額。また、2人以上同時に保育施設等に入所している世帯を対象とした、保育料の軽減

- ・ **就学援助**

経済的な理由により就学困難な児童生徒に対する、給食費、学用品費、修学旅行費などの援助

- ・ **私立幼稚園就園奨励費補助金**

私立幼稚園に通う満3歳児～5歳児の入園料・保育料を減免するための助成

- ・ **住宅支援の実施**

市営住宅の定期募集の申し込みにあたり、子育て世帯等に対する抽選の優遇制度の実施。
また、一定の要件に該当する場合の優先入居制度による入居の実施

(イ) 妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援

(施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり、施策 2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進)

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行います。育児不安が強い出産後早期の支援や、妊娠・出産・育児に関する情報提供などにより、母子保健施策の充実を図るとともに、小児医療の充実や不妊に悩む人への支援などに取り組みます。		
重要業績評価指標	現状値	目標値
地域での支え合いにより、子育て家庭や高齢者が暮らしやすいまちだと感じる市民の割合	37.3% (2014 年度)	55% (2019 年度)

<主な事業>

①妊娠・出産等に対する支援

- ・妊婦健康診査
妊婦及び胎児の健康管理の充実を図るため、委託医療機関での健康診査の実施
- ・妊産婦・新生児訪問指導（母子保健訪問指導）
妊産婦・新生児・未熟児に対する、助産師や保健師などの専門職による訪問指導
- ・マタニティスクールの開催
妊婦や希望する家族に対する、妊娠、出産、育児について実際に役立つことを勉強するための教室の開催
- ・不妊治療・相談（特定不妊治療費助成）
子どもを望む夫婦に対する、特定不妊治療費（医療保険適用外）の助成、専門医師または助産師などによる不妊に関する悩みについて個別相談

②乳幼児親子の支援

- ・母子巡回健康相談
公民館などの市民の身近な場所で母子巡回健康相談の実施、健康相談や「親子歯科保健教室」などの健康教育の実施
- ・乳幼児健康診査
4 か月児、1 歳 6 か月児、3 歳児を対象に保健福祉センターで医師などによる総合的健康診査、及びその結果に基づく保健指導の実施、10 か月児を対象に委託医療機関で健康診査の実施
- ・母親の心の健康支援事業
母子保健訪問指導で把握した育児不安が強い母親への「こども家庭支援員」の派遣

③医療・療育体制の充実

- ・周産期医療・小児医療の充実

福岡市立こども病院における周産期医療、小児高度専門医療の提供、子どもの救急医療に関する広報・啓発、急患診療センター医師確保など小児救急医療体制の整備

- ・障がい児の早期発見・早期対応

乳幼児健診などを通じ、障がいの疑いがあると判断された場合の、心身障がい福祉センターや療育センターで発達状況などの医学的診断、適切な療育の実施

- ・障がい児通園施設における療育の提供

就学前の知的障がい児や肢体不自由児に対し、障がい児通園施設（児童発達支援センター）において、訓練や保育などの療育の提供

(ウ) 子ども・子育て支援の充実

(施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり)

「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い幼児教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実に取り組めます。

乳幼児親子の遊びや交流の場づくりを進めるなど、地域における子育ての支援に取り組めます。また、地域において幅広い世代の交流を促進し、高齢者や子育ての経験者などが、子どもや子育てに関する取り組みや活動に積極的に参加・参画できるよう取り組めます。

重要業績評価指標	現状値	目標値
保育所入所待機児童数	61 人 (2015 年度)	0 人 (2019 年度)

<主な事業>

①幼児教育・保育の提供体制と人材の確保

・ 保育所等整備の推進

待機児童の解消に向け、保育所の新設や増改築、小規模保育事業など、多様な手法による保育所等の整備

・ 保育士の人材確保（保育士就職支援事業等）

保育士・保育所支援センターでの就職あっせん、就職支援研修会、ハローワークなどと連携した潜在保育士の就職支援、学生への就職支援・相談会などの実施

・ 保育の質の向上

保育士等の資質や専門性の向上を図るための研修の実施

②多様な保育サービスの提供

・ 一時預かり事業

保護者などが冠婚葬祭や通院、リフレッシュなどのため必要なときの子どもの一時預かりの実施

・ 延長保育の実施

保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えた保育時間の延長（延長保育）の実施

・ 休日・夜間保育の実施

保護者の就労形態の多様化に対応するため、休日・夜間における保育の実施

・ 病児・病後児デイケア事業

保育所などへ通っている子どもが病気の際、保護者が仕事の都合などで看病できない場合の、病児デイケアルームで一時預かりの実施

③地域における子育ての支援

- ・子どもプラザ事業

乳幼児親子がいつでも気軽に集まり利用できる常設の遊び場であり、子育て活動を支援する拠点である子どもプラザの設置運営

- ・地域子育て交流支援事業

公民館など身近な場所で、地域のボランティアの見守りの中、乳幼児親子が自由に過ごすことができる子育て交流サロンの開設や運営の支援

- ・留守家庭子ども会事業

保護者等が就労等により昼間家庭にいないことが常態である児童への、遊びと生活の場の提供

(エ) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス⁶⁴）

（施策 1-2 すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進、施策 1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり、施策 7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり）

子育てと仕事を両立できる環境づくりのため、長時間労働の削減や休暇取得促進など働き方の見直しや、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進に、行政・企業・市民が一体となって取り組みます。 また、より多くの女性がリーダーとして能力を発揮できるよう、キャリア形成への意識改革や、能力開発の支援、活躍しやすい環境づくりなどを行います。		
重要業績評価指標	現状値	目標値
企業における女性管理職比率	10.0% (2014 年度)	12% (2019 年度)
男女の固定的な役割分担意識の解消度 （「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定概念を持たない市民の割合）	男性 60.9% 女性 66.0% (2014 年度)	男性 70% 女性 75% (2019 年度)

<主な事業>

①働き方改革
・ワーク・ライフ・バランスの推進 市民や企業向けの講演会や企業向けの出前型ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの実施 ・社会貢献優良企業優遇制度の実施 次世代育成・男女共同参画支援事業を実施する社会貢献度の高い地場企業を社会貢献優良企業として認定し、市が発注する工事等の入札等に際し優先的に指名するなど優遇制度の実施 ・テレワーク⁶⁵の普及啓発 テレワーク（在宅勤務）導入に関する企業からの相談への対応や導入事例の紹介などを行うとともに、多様な働き方に関するセミナーの実施 ・男性向けセミナーの実施 ワーク・ライフ・バランスの重要性や家庭における性別役割分担意識の解消をテーマにしたセミナー等の実施 ・市民や企業と共働した子育て支援 毎月1～7日を「い～な」ふくおか・子ども週間⁶⁶とし、企業等がそれぞれの立場で子どもたちのためにできることに取り組み、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の推進

⁶⁴ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。

⁶⁵ テレワーク：情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

・働き方フォーラム・女性活躍事業主行動計画策定セミナーの実施★³

企業の経営者・管理職や人事労務担当者対象の「働き方改革」をテーマとしたフォーラム開催、フォーラム参加企業等への「事業主行動計画」策定サポートセミナー開催

・男女共同参画基本計画（第3次）の策定と推進

男女共同参画社会の実現をめざして、仕事と生活の調和や女性の活躍推進などの施策を総合的、計画的に進めるための計画策定及び計画に基づく取組みの推進

②女性の活躍の場づくり

・働く女性の活躍推進支援（女性管理職・リーダー育成研修等）

管理職やリーダーとして活躍するための意識改革、能力向上のための講座の実施

・就職・再就職支援

再就職をめざす女性向けのスキルアップ講座の実施

・女性の創業チャレンジ支援

起業をめざす女性向けセミナーの実施及び先輩女性起業家による相談会やセミナー、交流会の実施による、人的ネットワークづくりの支援

基本目標Ⅲ

超高齢社会⁶⁶に対応した持続可能で質の高い都市をつくる

<数値目標>

- ・ 健康に生活 している 高齢者の割合 : 46.5% (2013 年度) → 50%

(60 歳以上で「健康で普通に生活している」と回答した市民の割合)

<基本的方向>

- 日本人の平均寿命が今後さらに伸びていくと見込まれている中、多くの市民が、それぞれのライフステージに応じた健康づくりや生活習慣病予防などに取り組むことにより健康寿命⁶⁷を伸ばし、元気に歳を重ねながら、知識や経験を生かし、担い手、支え手として意欲的に社会に参加し活躍できる、生涯現役社会づくりを推進します。
- 「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの理念⁶⁸に基づき、公共施設のバリアフリー⁶⁹化やユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発促進などに取り組みます。
- すべての人が安心して暮らせる社会環境づくりのため、支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化や、住んでいる地域で受けられる福祉サービスの充実、多様な社会問題解決のためのNPO⁷⁰など新たな担い手の活動支援などを進めます。
- 自然に囲まれたまとまりある市街地の中に、必要な都市機能を備えた拠点が円滑な交通で結ばれた福岡型のコンパクトな都市をめざし、都市機能や交通基盤の充実強化を図るとともに、これまで整備されてきた社会資本の効率的な維持管理や、郊外部での生活交通の確保を進めます。
- 人口増加が続き、元気な都市と言われている福岡市においても、人口減少や高齢化が先行している地域もあります。それぞれの地区が持つ魅力や資源を活かし、コミュニティや農林水産業の維持、交流人口の増加に向けた取り組みなど地域活性化を進めます。

⁶⁶ 超高齢社会：総人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)が 21%を超える社会のこと。世界保健機関 (WHO) によると、高齢化率 7～14%を高齢化社会、14～21%を高齡社会という。

⁶⁷ 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁶⁸ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

⁶⁹ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

⁷⁰ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

<具体的な施策と重要業績評価指標>

(ア) 生涯元気に活躍できる社会づくり

(施策 1-3 一人ひとりが健康で、生涯元気に活躍できる社会づくり、施策 1-5 スポーツ・レクリエーションの振興、施策 2-4 NPO、ボランティア活動の活性化)

市民のライフステージに応じた自主的な健康づくりを支援するとともに、医療体制の充実、こころの健康づくりの推進など、市民が心身共に健康に生活できる環境整備を進め、健康寿命⁷¹の延伸を図ります。

また、高齢者の就業や起業、ボランティアなどの社会参加の場を創出するなど、アクティブエイジング⁷²を推進し、医療や介護に頼らなくても健康に活躍するアクティブシニア⁷³を増やします。

子どもから高齢者、障がいのある人など、すべての市民が、生涯にわたって身近なところで気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりを進めます。

市民が公益活動への理解を深め、担い手として自主的・主体的に参加できるよう支援します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
スポーツ活動をする市民の割合(スポーツを「する」活動を週1回以上行っている市民の割合)	53.1% (2014 年度)	60% (2019 年度)
NPO ⁷⁴ ・ボランティア活動などへの参加率 (過去5年間にNPOやボランティア活動などに参加したことがある市民の割合)	13.1% (2014 年度)	20% (2019 年度)

<主な事業>

①こころとからだの健康づくり

・健康づくりポイント事業

健診やウォーキングの実践、健康づくりイベントへの参加等の健康づくり活動に対してポイントを付与し、貯めたポイントに応じて賞品をプレゼントする仕組みづくり

・特定健診・特定保健指導

40歳から74歳の福岡市国民健康保険被保険者を対象とした、生活習慣病予防のための健診の実施。また、その結果に応じた適切な情報提供及び特定保健指導の実施

・介護予防事業

介護予防教室や認知症予防教室、生き生き講座等の実施。介護予防リーダーの育成や自主グループ活動の支援

⁷¹ 健康寿命: 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

⁷² アクティブエイジング: 高齢社会の中で、人々が生涯にわたって健康に暮らし、安全が確保され、市民として社会に元気に参加できる「生涯現役社会づくり」のこと。

⁷³ アクティブシニア: 様々な活動に意欲的に取り組み、社会に対して積極的な行動を起こす高齢者層。

⁷⁴ NPO: 政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉・環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

- ・福岡マラソンの開催

1万人を超える市民ランナーが参加する「福岡マラソン」の開催

②いつでも運動できるフィットネスシティの推進（健康づくりの環境整備）

- ・公園・道路等における健康づくり環境の整備

公園への健康遊具の設置、歩道の設置やフラット化、路側カラー化による歩車分離など、誰もが安心して気軽に健康づくりに取り組める環境の整備

- ・総合体育館整備

市民のスポーツ拠点となる総合体育館の整備

③アクティブエイジング⁷⁵の推進（生涯現役社会づくり）

- ・アクティブシニア⁷⁶の創業・就業支援

産・学・官連携の推進組織「福岡市シニア創業チャレンジ支援会議（仮称）」の設置や、高齢者と企業を対象にした創業・就業ニーズ調査、高齢者の創業のためのセミナーの開催

- ・アラカンフェスタ

60歳前後の世代を中心とした幅広い世代を対象に、講演やセミナー、情報ブースなど、より良いセカンドライフを過ごすために必要な情報などを提供するイベント開催

⁷⁵ アクティブエイジング：高齢社会の中で、人々が生涯にわたって健康に暮らし、安全が確保され、市民として社会に元気に参加できる「生涯現役社会づくり」のこと。

⁷⁶ アクティブシニア：様々な活動に意欲的に取り組み、社会に対して積極的な行動を起こす高齢者層。

(イ) ユニバーサルデザインの理念⁷⁷によるまちづくり

(施策 1-1 ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり、施策 3-2 安全で快適な生活基盤の整備、施策 3-3 良質な住宅・住環境の形成、施策 5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり)

ユニバーサルデザインの理念に基づいた、誰もが思いやりをもち、すべての人にやさしいまちの実現をめざし、すべての人が安全で快適に利用できるバリアフリー⁷⁸のまちづくりを進めるとともに、市民に対してユニバーサルデザインの考え方を広げ、思いやりの心を育み、ユニバーサル都市・福岡を推進します。		
重要業績評価指標	現状値	目標値
ユニバーサルデザインの取り組みへの評価 (ユニバーサルデザインの取り組みが進んでいると思う市民の割合)	39.3% (2014 年度)	55% (2019 年度)
高齢者の居住する住宅のうち一定のバリアフリー化が行われた割合	37.5% (2013 年)	68% (2018 年)

<主な事業>

①ユニバーサル都市・福岡の推進
・ユニバーサル都市・福岡の推進 「ユニバーサル都市・福岡」の実現をめざし、表彰の実施や、イベントの開催、民間団体の活動支援などによるユニバーサルデザインの普及啓発 ・まちなかなどへのベンチ設置 エリアマネジメント⁷⁹団体等との共働によるまちなかへのベンチ設置や、地域団体等によるベンチ設置の誘導 ・バリアフリーのまちづくりの推進 福岡市バリアフリー基本計画に基づいた、ハード・ソフト一体の取り組みによる、重点整備地区や既存施設におけるバリアフリーの整備等 ・公共交通バリアフリー化促進事業 交通事業者が行う鉄道駅におけるエレベーター等の設置やノンステップバス⁸⁰の導入などへの補助

⁷⁷ ユニバーサルデザインの理念：年齢、性別や国籍、障がいの有無等を問わず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

⁷⁸ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

⁷⁹ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

⁸⁰ ノンステップバス：床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。

- ・ユニバーサルな道づくり

すべての人が自由に移動できるよう、歩道の新設・拡幅、既存歩道の段差解消や勾配の改善、バス停上屋、ベンチの設置など、歩道の整備やバス利用環境の改善の推進

- ・身近な生活道路の改善

歩車分離、交差点改良、区画線や道路標識設置などの安全対策により、歩行者や自転車など誰もが安心して利用できる道路環境の整備

- ・在住外国人の生活環境整備事業[再掲]

生活ルールやマナーの紹介、市民とのコミュニケーションを円滑にするための日本語教室の実施、区役所窓口への語学ボランティアの派遣等

- ・来庁者にやさしい区役所づくり（サービス介助士の配置）

すべての区役所の全課でのサービス介助士の資格を持つ職員の配置

②安心して住み続けられる住宅供給の促進

- ・サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業

バリアフリー⁸¹化や安否確認サービスなど一定の基準を満たす、サービス付き高齢者向け住宅の登録の推進、国の補助制度等の事業者への広報・周知

- ・住まいのバリアフリー化の推進

要介護者等のいる世帯に対する、住宅を改造する際の費用の助成

- ・市営住宅のバリアフリー化や耐震化の推進

ユニバーサルデザインを基本としたバリアフリー化や災害に備えた耐震化等の推進

- ・住宅用火災警報器の普及促進

住宅火災による被害を防止するため、奏功事例を活用した住宅用火災警報器の普及促進や維持管理に関する広報、地域と連携した放火防止対策の実施

⁸¹ バリアフリー：高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

(ウ) すべての人が安心して暮らせる社会環境づくり

(施策 1-6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実、施策 2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化、施策 2-2 公民館などを活用した活動の場づくり、施策 2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進、施策 2-4 NPO、ボランティア活動の活性化、施策 2-5 ソーシャルビジネスなど多様な手法やつながりによる社会課題解決の推進)

支え合いの基盤となる地域コミュニティについて、自治協議会⁸²や自治会・町内会などの基盤強化や、住民の自治意識の醸成を図ります。

また、地域コミュニティが主体的なまちづくりに取り組めるよう、人材の発掘・育成を図るとともに、先進的な取組みを紹介する地域情報発信の充実や、地域コミュニティ活動の場となる公民館や市民センターの機能を強化します。

高齢者の要介護度が重度になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市と関係機関が連携し、医療や介護、生活支援などのサービスが一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアの実現に向けた取組みを進めます。

福祉、子育て、環境、まちづくりなどにおける多様な社会・地域の問題について、ビジネスの手法により取り組むソーシャルビジネス⁸³の普及促進など、多様な手法やつながりにより課題解決に取り組めます。

あわせて、NPO⁸⁴が新しい公共の担い手として活動できるよう支援し、市民・NPO・行政などの共働による地域課題の解決を推進します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
地域活動への参加率（地域活動に参加したことがある市民の割合）	55.6% (2014 年度)	65% (2019 年度)
公民館の利用率（年に 1～2 回以上公民館を利用した市民の割合）	24.7% (2014 年度)	40% (2019 年度)
福祉の充実に対する満足度	43.5% (2014 年度)	55% (2019 年度)
市の施策によるソーシャルビジネス起業者数	41 人 (2014 年度)	60 人 (2019 年度)

⁸² 自治協議会：おおむね小学校区を単位として、防犯・防災、子ども、環境、福祉などさまざまな事柄について話し合いながら、校区を運営する自治組織。校区内の自治会・町内会のほか、校区で分野別の活動を行っている団体（各種団体）などで構成される。

⁸³ ソーシャルビジネス：ビジネスの手法を用いて社会的な課題の解決をめざす活動。

⁸⁴ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

＜主な事業＞

① 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化

・ 活力あるまちづくり支援事業

自治協議会が主体的に行う公益的なまちづくり活動への助成

・ 地域デビュー応援事業

地域住民同士の交流の「きっかけづくり」に加え、地域住民の「交流の場」づくりの支援、継続的な交流や日常的な関係づくりの促進

・ 公民館整備

地域における生涯学習とコミュニティ活動の拠点施設である公民館の規模拡大(増改築)による機能拡充

・ 地域集会施設建設等助成

自治会・町内会が設置し、地域コミュニティの活動の場として幅広く利用されている地域集会施設の整備や借上げ等の費用の補助

② 地域における総合的な福祉サービスの構築

・ 保健福祉総合計画の策定と推進

高齢者や障がいのある人など誰もが安心して生活できる「健康福祉のまちづくり」をめざし、保健・医療・福祉施策をより総合的に推進する計画の策定と、計画に基づく取組みの推進

・ 地域包括ケア情報プラットフォーム構築事業

地域包括ケアの推進のため、保健・福祉・医療に関する情報を一元的に集約・管理、地域分析・事業分析などの「見える化」

・ いきいきセンターふくおかの運営

高齢者に関する健康や福祉、介護に関する相談窓口「いきいきセンターふくおか」の運営

・ ICTを活かした高齢者の見守りの充実・促進

ICT（情報通信技術）を活用し、単身高齢者等の見守りに必要な情報の収集・活用など、要介護高齢者の在宅生活支援のためのモデル事業の実施

③ NPO⁸⁵・ボランティア活動の活性化や多様な手法による社会課題解決の推進

・ NPOと行政による共働事業

NPOから事業の提案を募集し、NPOと市の共働により事業を行う「共働事業提案制度」の実施

⁸⁵ NPO：政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉・環境・国際協力・交流など社会的な公益活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。「Nonprofit Organization」の略。

- ・ N P O ・ ボランティア活動の支援

N P O 活動支援基金を活用した N P O 活動への助成

- ・ イノベーション⁸⁶提案の仕組みづくり

民間のアイデア導入による行政課題解決の仕組みづくり

⁸⁶ イノベーション:技術や制度の変革を利用して、新たな発想により、新たな商品やサービス、市場などを開拓すること。

(エ) 福岡型のコンパクトな都市づくりと地域活性化

(施策 3-2 安全で快適な生活基盤の整備、施策 4-4 まちと自然が調和した福岡型のコンパクトな都市づくり、施策 4-5 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築、施策 4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上、施策 6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興)

福岡型のコンパクトな都市をめざし、公共空間や、公開空地などの民有空間、既存建築物など都市のストック⁸⁷を最大限生かしながら、都市拠点や市民生活の核などそれぞれの特性に応じた、都市機能の充実強化や交通利便性の向上を図ります。

快適な都市活動を支える地下鉄や道路などの交通基盤の整備を進めるとともに、市民や来街者に分かりやすく使いやすい公共交通ネットワークの実現や生活交通の確保、施設の計画的な維持管理に、市民・民間事業者・行政が連携して取り組みます。

市街化調整区域⁸⁸や離島は、豊かな自然環境や美しい景観及び優良農地などを有する地域であり、地域コミュニティの維持・活性化が課題となっている農山漁村地域において、規制緩和による民間活力の導入など、地域特性を活かした地域の主体的な取り組みを支援します。

重要業績評価指標	現状値	目標値
公共交通の便利さへの評価 (鉄道やバスなどの公共交通が便利と感じる市民の割合)	78.3% (2014 年度)	増加 (2019 年度)
福岡市の農林水産業を守り育てていくべきだと思う市民の割合	74.3% (2014 年度)	80% (2019 年度)

<主な事業>

①ストックを活かした都市機能の充実と計画的な維持更新

・商店街の空き店舗における創業応援事業

商店街の空き店舗での若者等の創業・新規出店の支援

・公共空間の利活用の推進（みどり資産の価値の向上等）

「市民との共働」「収支の改善」「資産の有効活用」の視点から、地域住民による公園利用ルールづくり、公園駐車場の有料化、民間活力導入等の取り組みの実施

・おもてなしや交流、癒しの中としての歴史的建造物の活用

歴史的建築物について、安全性を確保の上、現状の形で保存、活用することができるよう、建築基準法の緩和

⁸⁷ 都市のストック：これまでつくられてきた、道路や鉄道、公園、計画的な市街地などの都市を形成する基盤施設や、公共・民間の建築物・建造物とこれらに付随するオープンスペースなどの蓄積、またそれが形成する街並みのこと。

⁸⁸ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

・国家戦略特区⁸⁹M I C E⁹⁰推進事業（ストリートパーティー）[再掲]

エリアマネジメント⁹¹団体等との連携による、国家戦略特区を活用した道路でのイベント（ストリートパーティー）等の実施

・アセットマネジメント⁹²の推進

計画的・予防的な改修・修繕等による施設の長寿命化を進め、財政負担の低減・平準化を図りつつ、施設の状況等に応じた適切な維持管理の推進

②公共交通を主軸とした総合交通体系の構築

・生活交通支援事業

バス路線の休廃止に伴い公共交通空白地となる地域における代替交通の確保や、公共交通が不便な地域における地域が主体となった生活交通確保の取組みへの支援

・都心部とウォーターフロント地区⁹³との交通アクセス強化の検討[再掲]

天神・渡辺通、博多駅周辺、博多ふ頭・中央ふ頭の3地区のアクセス強化のため、公共交通の定時性・速達性・輸送効率向上に向けた調査・検討

③自然と調和した市街化調整区域⁹⁴のまちづくり

・農山漁村地域など市街化調整区域の活性化

農山漁村地域など市街化調整区域の活性化に向け、規制緩和による民間活力の導入など、地域特性を活かした地域主体の取組みの支援等

・定住化促進の取組み支援（空き家の利活用等）

市街化調整区域における空き家の利活用の取組みの支援等

・農山漁村地域における産地活性化事業^{★3}

農林水産物の付加価値向上と産地振興のための新商品開発調査等

⁸⁹ 国家戦略特区：日本の経済活性化のために、地域限定で規制や制度を改革し、その効果を検証するために指定される特別な区域。福岡市はH26年5月に「グローバル創業・雇用創出特区」として指定された。

⁹⁰ M I C E：多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業などの会議（Meeting）、企業などが行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行：企業などが社員に報奨として与える旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会などが行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字をとったもの。

⁹¹ エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組み。

⁹² アセットマネジメント：公共施設の管理水準を一定に維持するとともに、計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、施設を延命化し、コスト縮減を実現する資産管理の手法。

⁹³ ウォーターフロント地区：概ね中央ふ頭・博多ふ頭のエリア。コンベンション施設が集積するとともに、韓国との定期船やアジアからのクルーズ船の寄港など、国内外から多くの人々が訪れている。

⁹⁴ 市街化調整区域：農林漁業との調和や、自然環境の保全などの観点から市街化を抑制すべき区域。

資料 まち・ひと・しごと創生総合戦略と福岡市総合計画の施策対応表

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略と福岡市総合計画の施策対応表

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略		対応する福岡市基本計画の施策
基本目標	施策	
基本目標Ⅰ しごとを増やし、 活力につながる 人の流れをつくる ※国の総合戦略 基本目標① 地方における 安定した雇用を 創出する 基本目標② 地方への 新しいひとの 流れをつくる	(ア)福岡市グローバル 創業・雇用創出特区の推進と 新たな価値の創造	施策7-1 新たな挑戦を応援するスタートアップ都市づくり 施策7-2 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興 施策7-3 個人の才能が成長を生む創造産業の振興
	(イ)地域経済を支えている 産業の競争力強化	施策6-1 産学官連携による、知識創造型産業の振興 施策6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化 施策6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興 施策8-3 国際的なビジネス交流の促進 施策8-6 アジアの諸都市などへの国際貢献・国際協力の推進
	(ウ)新たな雇用につながる 企業等の誘致	施策6-2 成長分野の企業や本社機能の立地の促進 施策8-8 アジアをはじめ世界の人にも暮らしやすいまちづくり
	(エ)観光・MICE振興による 交流促進	施策1-4 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり 施策5-1 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ 施策5-2 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり 施策5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしい おもてなし環境づくり 施策5-4 交流がビジネスを生むMICE拠点の形成 施策5-5 国際スポーツ大会の誘致やプロスポーツの振興 施策5-6 国内外への戦略的なプロモーションの推進
	(オ)活力につながる 人材の還流・定着等	施策1-8 自ら考え、学び、行動する子ども・若者の育成 施策6-5 就労支援の充実 施策7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり 施策7-6 大学や専門学校などの高等教育機関の機能強化 施策8-5 グローバル人材の育成と活躍の場づくり
	(カ)都市の活力を牽引する 拠点やゲートウェイの 機能強化	施策4-6 ストックの活用による地区の価値や魅力の向上 施策7-4 多様な人が集まり交流・対話する創造的な場づくり 施策8-1 都市の活力を牽引する都心部の機能強化 施策8-2 高度な都市機能が集積した活力創造拠点づくり 施策8-4 成長を牽引する物流・人流のゲートウェイづくり

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略		対応する福岡市基本計画の施策
基本目標	施策	
基本目標Ⅱ 働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる ※国の総合戦略基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	(ア)若者・子育て世代の経済的安定・経済的負担軽減	施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策6-5 就労支援の充実
	(イ)妊娠・出産・子育て等への切れ目ない支援	施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進
	(ウ)子ども・子育て支援の充実	施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり
	(エ)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	施策1-2 すべての人の人権が尊重されるまちづくりと男女共同参画の推進 施策1-7 子どもが健やかに育ち、安心して生み育てられる社会づくり 施策7-5 チャレンジする若者や女性が活躍するまちづくり
基本目標Ⅲ 超高齢社会に対応した持続可能で質の高い都市をつくる ※国の総合戦略基本目標④ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	(ア)生涯元気に活躍できる社会づくり	施策1-3 一人ひとりが健康で、生涯元気に活躍できる社会づくり 施策1-5 スポーツ・レクリエーションの振興 施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化
	(イ)ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり	施策1-1 ユニバーサルデザインの理念によるまちづくり 施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備 施策3-3 良質な住宅・住環境の形成 施策5-3 情報アクセスや回遊性など、来街者にやさしいおもてなし環境づくり
	(ウ)すべての人が安心して暮らせる社会環境づくり	施策1-6 すべての人が安心して暮らせる福祉の充実 施策2-1 支え合いの基盤となる地域コミュニティの活性化 施策2-2 公民館などを活用した活動の場づくり 施策2-3 支え合いや助け合いによる地域福祉の推進 施策2-4 NPO、ボランティア活動の活性化 施策2-5 ソーシャルビジネスなど多様な手法やつながりによる社会課題解決の推進
	(エ)福岡型のコンパクトな都市づくりと地域活性化	施策3-2 安全で快適な生活基盤の整備 施策4-4 まちと自然が調和した福岡型のコンパクトな都市づくり 施策4-5 公共交通を主軸とした総合交通体系の構築 施策4-6ストックの活用による地区の価値や魅力の向上 施策6-4 農林水産業とその関連ビジネスの振興

参考資料 パブリック・コメント手続き実施概要

1. 実施の目的

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び福岡市人口ビジョンの策定にあたり、市民との情報の共有を図り、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続によって原案を公表し意見募集を行いました。

2. 意見募集期間

平成27年9月24日（木）～平成27年10月23日（金）〔1ヶ月〕

3. 実施方法

（1）原案の公表方法

福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略原案及び福岡市人口ビジョン原案を情報公開室、情報プラザ、各区役所情報コーナー、入部・西部出張所において配布するとともに、各公民館で閲覧できるようにし、ホームページにも掲載しました。

（2）意見提出の方法

意見については、原案の配布場所へ書面で提出いただいたほか、郵送、ファクシミリ、電子メールによって受け付けました。

4. 意見の提出状況および対応

（1）意見提出者総数

62通

（2）意見件数

95件

（3）意見への対応

修正：17件

※修正箇所数：11カ所

（内訳）福岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略：8カ所

福岡市人口ビジョン：3カ所

原案どおり：11件

記載あり：41件

その他：26件

5. 提出された主な意見

1 福岡市人口ビジョン

- ・平成 23 年度以降の社会増や合計特殊出生率が低位であることの要因分析が必要ではないか。
- ・主な出産世代である 20 代、30 代の女性の人口が年々減少しているが、福岡市特有の要因の有無やこの年齢層の社会動態について分析が必要ではないか。

2 福岡市まち・ひと・しごと総合戦略

総 論

- ・目標値が「増加」となっているものがあるが、目標値としてはわかりにくく、達成度も計れないので具体的な数値を入れるべき。
- ・達成状況を毎年評価し、結果を公表することが大事である。
- ・地方創生の実現のため、産官学金労言の参画のもと推進体制の構築が必要である。
- ・福岡市の活力を周辺に波及させる取組みが必要であり、福岡都市圏を構成する自治体との連携といった、福岡都市圏の視点からも地方創生を考えるべきである。

基本目標ごとの施策・事業

基本目標Ⅰ：しごとを増やし、活力につながる人の流れをつくる

- ・新たな雇用につながる企業等の誘致にあたっては、学生やIT系のエンジニアの就労の場を確保するための企業誘致や本社機能の移転などに取り組むべき。
- ・観光・MICE振興による交流促進を、さらに積極的に推進すべき。また、受け入れ体制の整備に向けて、業界団体や経済団体の連携を強化するなど、ソフト面の取組みが必要。
- ・活力につながる人材の還流・定着等に向けて、次世代を担う世代をターゲットにした施策や、大学や専門学校などの各教育機関の個性・魅力を向上する取組みが重要。
- ・都市の活力を牽引する拠点やゲートウェイの機能強化に向けて、市民や民間企業と協力し、まちの魅力に磨きをかけ、さらにアジアへの地理的な好条件をアピールすべき。

基本目標Ⅱ：働き方を見直し、安心して生み育てられる環境をつくる

- ・少子化対策を進めるには、若者や子育て世代の経済的安定のため、働く場の確保が必要。また、経済的負担を軽減するため、3人以上子どもがいる世帯への施策が必要。
- ・子ども・子育て支援の充実にあたっては、保育園の施設整備や質の向上に加え、きょうだい児が同じ園に通えるような対策なども重要。
- ・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進に向け、多様に働ける環境づくりや、福岡市役所としての率先実行、男性の働き方見直しや育児家事等に関する意識改革が必要。

基本目標Ⅲ：超高齢に対応した持続可能で質の高い都市をつくる

- ・生涯元気に活躍できる社会づくりにあたって、健康寿命延伸に向けた企業を巻き込んだ
40代からの健康づくりや、高齢者就業率の向上に向けた企業との連携や市独自の施策が必要。手厚い高齢者施策は見直しが必要で、市民の「自助」「共助」が必要ということをも明記すべき。
- ・高齢化率が上昇していく中、元気な高齢者の能力活用や活躍推進が重要であり、高齢者の就業を進める施策の推進が必要。
- ・ユニバーサルデザインの理念によるまちづくりに関して、ハード事業が多くソフト面の取組みが少ない。既存駅のエレベーター・エスカレーターの場所の見直しが必要。
- ・すべての人が安心して暮らせる社会環境づくりを進めるために、公民館が子育て世代やこどものための施設として活用される必要がある。